

宗 水 産 第 2 3 1 4 号
令和 8 年（2026年） 1 月 21 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道宗谷総合振興局長



宗谷海区における海区漁場計画変更案（素案）について（協議）

令和 8 年 1 月 20 日付け漁管第 2136 号で北海道水産林務部長より通知のありましたこのことについて、漁場計画策定要領（令和 4 年 9 月 2 日付け漁管第 1311 号）に基づき別添のとおり作成しましたので協議します。

産業振興部水産課漁業管理係
担当：岸川
電話：0162-33-2946
FAX：0162-33-2632



宗谷海区漁場計画変更案【素案】

宗谷海区漁場計画の一部を次のように改正する。

- ・変更内容
種さけ定第6号を廃止する。

宗谷海区漁場計画（第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

【廃止】

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(一)	種さけ定第6号	稚内市地先	別紙の上および	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙の上および	左記の上および（漁場番号、 漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

宗谷海区漁場計画変更案【素案】 別紙(条件)

区分	漁場番号	条件
(9)	稚さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
		(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網、沖網とします。
		(3) 敷設する陸網は、幹長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。
		(4) 7月15日から8月20日までの間は、網を敷設してはなりません。
		(5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
		(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。
		(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

【廃止】

定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/15,000

稚さけ定第6号

漁場の位置

稚内市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 160694.2521

Y = -46711.6296

